

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（共生型地域密着型通所介護）

第 8 条の 2 の 2 共生型地域密着型通所介護の事業については、前条の規定を準用する。

第 8 条の 3 中「前条」を「第 8 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。